

戦後世代に有る戦争責任と、責任論的な幸運

早稲田大学第一文学部 山田貴裕 1c032085-4

2005年12月2日

1 初めに 本稿の目的と構成

本稿の目的の一つは、「戦後世代に戦争責任はあり、それはこのようなものである」と述べることにある。この主張をする上で、まず高橋久一郎とヤスパースに従ってあらかじめ或る程度の責任概念を述定しておき、その上で戦後世代の戦争責任を考えるという段取りを採る。さて、そもそも「戦後世代に戦争責任はあるのか」ということが問題になるだろう。そのため、まずは「戦後世代には戦争責任がない」という主張を退ける作業を行う。この主張を論駁する段階に於いては、それまでの特徴付けでは解決できない問題も現れるが、それらはさらに他の論者の見解に従って解決する。そしてその次に、「戦後世代には戦争責任がある」としたときにはどのような責任があるのかを述べる。

本稿の二つめの目的は、上の主張を行う上で展開した責任原論に基づき、一つの帰結を述べることにある。それは「責任論的な幸運」がどのようなものであるかである。

2 責任概念の基礎述定

戦後世代の戦争責任について論じるにあたり、まずあらかじめ或る程度の前提を述べ、その前提が常識に従うということを確認したい。それというのも私が土台にしている責任の概念からして食い違いがあれば、立論は説得力を失うであろうから。

私は高橋久一郎とヤスパースによる基本的な責任概念を採用する。高橋久一郎が示す責任概念は「自律した主体」を基礎に置くものであり、これは普通言われる「責任」というものをよく説明すると思う。そして責任概念の次元を分割するのはヤスパースである。この分割によって「責任」が言われる場が明瞭に示される。この二人の見解によって、常識的な責任概念の大部分が特徴付けられると考えている。

2.1 責任は自律した行為主体に帰せられる

高橋久一郎は、論文「責任と情報倫理」^{*1}の中（特にその前半）で、その基本的な責任概念を述べている。それを縮約・例示することで私が採用する責任概念を示すことにする。それは「自律した主体」に帰せられるものであって、その「自律した主体」にはいくつかの要件が課されている、とするものである。

さて、まず「責任」は、その問題となっている物事をコントロールしているものに帰せられると言える。例えば、台風が来て或る市に洪水を起こしたとしよう。しかし、「それは台風の責任だ」と言うことは出来ない（私たちはそのような言葉遣いをしない）。むしろ、台風が来たときのために治水工事をしておいたか否かが問われるのであって、それは、市長の責任である。この者の働き次第で、台風によって洪水が起きたか起きなかったかが左右されていたからである。もしそのように言うのが強すぎるとしても、その市長には、工事を命じることも命じないことも出来た。そして十分な工事が行われていれば洪水は起きなかったはずなのである^{*2}。それ故、この者は責任を問われることになる。何故なら、そのような意味で、その洪水はこの者のコントロール下にあったのであるから。

さて、この「コントロール」の概念は、その行為者が自律した主体でなければならないということを要求している。例えば、その犯罪者が錯乱状態にあったときの犯罪については責任を問えない。それは、その犯罪者（行為者）が考慮を行った上で意志的・意識的にそのような行為をすると決定したのではないからである。そういった状態の時には、物事はその人のコントロール下にはないのだと言えよう。逆に、物事がその人次第であるとき、その人のコントロール下にあるときに、その人はその物事に責任を負っているのである。

そして、「自律した主体」には、さらに物事や規範に対する十分な知識を持っていることが要求される。私はそれは、行為の主体はそういった知識をもとにして判断するのであり、その知識が不十分であるときには、それだけ責任を問いつらくなるであろうからと考える。それ故私は、例えばこれが「子供」に対しては責任を問えないということの根拠を与えているのだと思う。「子供」は与えられた判断の場面に対して、どのような行動がどのような結果を引き起こすかを十分に知らない可能性があり、またどのような行動をしてよく、またしてはいけないかを知らない可能性があるからである。それだから、いわゆる「分別のない子供」の責はその教育者に帰せられるのであろう。

^{*1} 『叢書 = 倫理学のフロンティア IV 情報倫理学 電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版 pp.76-107

^{*2} もちろん、他にも手抜き工事をした工事会社や、十分な予算を許さなかった議会も責任を問われるだろう。

高橋の責任概念はこのように、「コントロール」の概念、「自律した主体」の概念によって特徴づけられたものである。

2.2 責任レベルの四分割 刑法・政治・道徳・形而上

次には、カール・ヤスパーズ『責罪論』(理想社、橋本文夫訳)^{*3}による責任に関する洞察を見よう。彼は「罪」というものが問われる場を四つのレベルの分割する。「責任」は「罪」に連動して述べられているため、ここから彼の「責任」に対する見解を引き出してよいだろう。^{*4}

さて、罪・責任は一つには、「刑法」の場に於いて現れる。これは刑法に違反することによって引き起こされる。刑法に違反するとき、その人は責任を問われるのである。これに対する審判者は、「正式の手続きを踏んで事実を信頼するに足る確実さをもって確定し、これに法律を適用するところの裁判所」(p.42, ll.9-10)である。

二つ目には、「政治」上の罪・責任というものがある。これは、為政者に問われるものである。現代の民主主義国家に於いては、公民はこれから逃れることが出来ない。それというも如何なる形にもせよ、ともかくも政治に関わらざるを得ないからである。これは平等な選挙権に於いて端的に見られる。その場に於いて、選挙権を持つ主体は政治的な主体であり、個々の判断に於いて「投票または棄権を通じて」(p.86, l.8)行動する。それ故、先程述べた言い方をすれば、国家の行為は、その意味で「我々政治的公民次第」である。そのため、国家の行為については、政治主体である公民が責任を負うことになる。これを審判するものは、「戦勝国の権力と意志と」(p.43, l.4)であり、政治的な勝利者が決定権を持っている。ただし国際法などによってそれは緩和されるが、これを述べる彼の念頭にあるのは国家的な戦争についての罪であろうが、これは他の場面でも言えることだろう。例えば、前任者の失策を責めることが出来るのは結局上役か後任者のみなのであり、北朝鮮の(国家的)拉致犯罪は国際会議でしか問題に出来ない。

三つ目にヤスパーズが挙げるのは「道徳」上のものである。個人は、どのような場合に

^{*3} 特に 頁.42-。

^{*4} あるいは私がこれらの関係を述べれば次のようになる。「人殺しの君は罪深い。何故と言ってそれは君の責任だから」または「その犯罪に責任があるのは誰だ」というのは自然な言い方だろう。即ち、罪を「罪」として糾弾するときに、理由として用いられるのが「責任」なのである。「責任」はその所在を明らかにして「罪」を着せる。「責任」のあるところ「罪」があり、「罪」は「責任」によってもたらされる。そして「責任」無き(あるいは「責任」を問えぬ)「罪」が「原罪」ということになるのではなからうか。それが言い過ぎであっても、少なくとも両者には密接な関わりがあることは言うてよいだろう。さらに柄谷公人も『倫理 21』(平凡社ライブラリー)に於いてそのように取り扱っている(「この場合、ヤスパーズがいう「罪」は、「責任」という言葉に置きかえることができます」p.138)。

も自分の為した行為に対して、しかもその全てに対して責任を問われる。たとえ命令された場合でも、それが（腕を掴まれてなど）物理的に強制されたのでない限りは、その行為の責任はその行為者に帰せられる。上で高橋久一郎が述定した責任の概念はこの次元のものであった。繰り返せば、この場面ではその行為者が十分な知識を持ち、自律している限りに於いて、責任を問われる。この罪・責任を審判するのは「自己の良心であり、また友人や身近な人との、すなわち愛情をもち私の魂に関心を抱く同じ人間との精神的な交流である」（p.43,ll.11-2）。

最後は、「形而上」的な罪・責任である。ヤスパースは次のように言う。「そもそも人間相互間には連帯関係というものがあり、これがあるために人間は誰でも世の中のあらゆる不法とあらゆる不正に対し、殊に自分の居合わせたところとか自分の知っているときに行なわれる犯罪に対して、責任の一半を負わされるのである」（p.43,ll.13-5）。これは自分にはいわれのないことであるが、それでも、不正義に対して人は責任を感じることもある。ヤスパースはそのことを指して「形而上的な罪」と言っているのである。これは、より日常的な言葉で言えば「義憤」に対応するのではないだろうか。その状況を見聞きして、自分には直接の関係がないにも関わらず、そもそもの不正義が行なわれていることに対して怒るとき、「義憤」と言われる。そのときに自分がその不正義に対して「責任の一半」を負っていると感じるのではなからうか。これに対する審判者は、ヤスパースは「神だけである」（p.44,l.13）と言う。このことは、「正義」ということで言い換えられるように思う。

このように「責任」が現れる場面を分割することで、責任についてより多くのケースを説明することが出来るようになるであろう。ただし、ヤスパースは、これらの「場面」は、区別されはするものの、互いに緊密な関係にあることを言う。「道徳上の過誤は、政治上の罪と刑事犯罪との生じてくるような状態の土台をなすものである」（p.46,l.5）。道徳的な過ちを積み重ねる政治主体は社会状態を劣化させるであろうし、また道徳的に墮落した人物は多く刑法を犯す^{*5}。そして人である限り形而上的な罪・責任からは逃れられない^{*6}。

3 戦後世代に戦争責任はある

さて、上のような責任概念を理解をもとにして、戦後世代の戦争責任について考察することにしよう。

^{*5} あるいは人々が持つ道徳観を反映して法が定められていくと言うべきか。また社会状態を劣化させる人物を不道徳な人と言うであろう。

^{*6} 「われわれ人間が今述べた形而上的な罪を脱することができるようになるとしたら、われわれは天使となり、他の三つの罪の概念は該当する対象を失うであろう」（p.46,ll.3-4）。

私は戦後世代にある種の戦争責任があると思うが、そうは考えない立場もある。次にはそうした立場に反論することで私の主張を確立することを目指す。本稿で取り挙げるのは、否定論者たちが掲げる次の三つの主張である。

3.1 責任次元の問題：「言いがかりに過ぎない」 のではない

第二次世界大戦が終了して六十年が経つが、それでもなお中国・韓国、一般的に言って日本によって侵略された国家の人々が、「戦後補償」あるいは「戦争責任への償い」を訴えることがある。これに対して、或る論者は「それは言いがかりだ」と言う。彼らはこのように説明するかも知れない。政治、あるいは政策上はもはや賠償の問題は済んでいる。1965年の日韓基本条約と1972年の日中共同声明によって韓国・中国との問題には決着がついているはずだ。我々は政策上すべきことはしたのであり、それ以上のことをとやかくと言うのはただの言いがかりに過ぎない。日本が国家として問われる責めはもはや手打ちになっており、戦後世代が担う「責任」というものは、無いのである。考えてもみよ。君との論争で私が不快になったからと言って、損害賠償を請求できるものか。責任とはそういうものではない。

この主張に対しては、ヤスパースが与えてくれた知見が役に立つだろう。即ち、責任の場は、政治的なものばかりではないのである。たしかに、この論者の挙げることは事実としてある。国家としての日本はその二つの共約によって賠償をいかように取りはからうのかを定めた。それだから、それ以上を国家に求めるのは詮のないことであるかも知れない。しかし、それ以外の場面では、いまだ責任を問われる可能性があるのである。即ち、道徳上の責任と、形而上的な責任である^{*7}。そしてまだ政治上で問われるべき責任が、(賠償の問題以外にも)あるかも知れない。少なくとも、「言いがかり」が言いがかり以上のものに聞こえる次元があるのであり、そのように聞く人がいるのである。

この論者に反論することで明確になったことは、戦後世代に戦争責任があるとすれば、それは賠償責任以外の何かであるということである。それが何であるかは後述する。

3.2 集団責任の問題：「私は行為者ではないから関係ない」 のではない

次に問題となる立場、あるいはその事実とは、戦後世代が戦争を引き起こしたのではないということである。これもまた否定しようのないことである。実際に戦争・戦闘行為を

^{*7} 刑法上の罪は東京国際裁判によって明確にされたとしてよいだろう。あるいはその裁判の妥当・有効性はここでは不問とする。

行ったのは、戦争指導者や捕虜虐待者、あるいは戦地の兵などなのであって、戦後世代は直接には戦争に関わっていない。それだから、「自分がしたことでもないのに責められねばならない」ということは、戦後世代に一つの理不尽さを感じさせているかも知れない。1995年3月16の高市早苗国会議員の発言「少なくとも私自身は、当事者とは言えない世代ですから、反省なんかしておりませんし、反省を求められるいわれもないと思っております」は、これの典型と言えそうだ。^{*8}。

この問題によって、通常の「個人」たる自律した行為主体では説明できない責任があることが暴露された。「集団」としての自律した行為主体の責任が問われているのである。実際の行為者と戦後世代を繋いでいるのは、ひとえに同じ国籍を持っているということであり、日本という国家を媒介にして、責任が問われている。そして国家としての日本そのものが責任を問われていることも注意に値する。「個人としてのあなたを責めているのではない、国としての日本に訴えているのだ」というのは、よく聞かれる文言であろう。

この局面でもヤスパースの定式化と、瀧川裕英の見解が解決をくれる。この問題に対しては、二通りの理解が可能だろう。

3.2.1 ヤスパース：「政治上の責任」から

問われているのは、ひとまずは国家としての日本であり、そこから遡及しての政治主体としての個人たちである。国家としての日本を責める余地があったとすれば、それは、そのときまでそのような状態のままにしてきた為政者に責が帰せられる。やや具体的に言えばそれは歴代の首相たちであり、それを選出した議会であり、そしてそれを許してきた国民である。そのようにして、国家の責任は国民に帰せられるようになる。その意味で、戦後世代への責め所は、そのような現状に対して意識を向けないことであると言えるだろう。今すぐの引責を問えるのは現職の政治家のみであって、他の多くの戦後世代に問えるのは、そのことを求めないことに対する責任である。その点に関して、戦後世代は落ち度があると言えよう。たしかに戦争の直接の行為者ではないが、政治主体として現状に対して関係を持っているのであるから、責を負うのである。自律した「個人」は、政治的に「集団」に接続しているのである。

^{*8} (かろうじて) cf. <http://www.jca.apc.org/nmnankin/news8-3.html>

3.2.2 瀧川裕英：「政治的責務」から

瀧川裕英は、論文「集合的責任論序説 戦後世代の戦争責任への視座」^{*9}に於いて、この問題に関して二つの注目すべき論点を提出している。それらは「政治的責務」の観点からのものである。ここで瀧川は、国家を「集団型集合体」として見做す。それは次のようなものである。「個人構成員とは独立のアイデンティティを持つ集合体であり、この場合、集合体の責任記述は、その集合体を構成する個人の責任にすべて還元することは不可能である」(三章)。瀧川は、国家をこのように捉えたときにも、戦後世代には負うべき責任があると述べる。

一つには「報償責任」の議論から来る。これは集団に属することに於けるフェアプレイの原則に基づくものである。瀧川は、一方で戦後世代の国民に与えられた経済的な恩恵を理由に引責を甘んじるべき、という論には反対しつつも^{*10}、次のように言う。集団的責任の正当化の理由は「むしろ、人格的自律存在として平等取り扱いを受けるという点に求めるべきであろう」(三章)。そのような利益を受けているのだから、その恩恵を与える集団からの不利益は甘受するべきだ、というものである。これはギヴ・アンド・テイクの原理を想起すれば説得力を獲得するだろう。

二つ目の論点は、「国家のアイデンティティ」とでも呼ぶべき議論から来る。瀧川が強く論拠に推すのはこちらである。これは「「国家は筋の通った存在であるべし」という要請」(三章、強調本文)をその論拠とする。国家を一個の道徳的主体と見たとき、その責任は道徳的主体としての一個人に於けるのと同様の議論をすることが出来る。具体的には、罪を犯した個人が悔い改めて「人が変わった」ようになったとしても、依然としてその責任はその行為者(加害者)に帰せられる。「情状酌量」とは責め手のみが使うことの出来る権力なのであって、責任の「帰属」とは別の問題である。同様に、憲法が変わり、体制が変わり、時が経って構成員が変わっても、日本が日本としてある限りはそこに日本国としてアイデンティティに訴えて、責任を問うことが出来るのである。

国家としての日本に落ち度があるときには、このようにしてその構成員たる戦後世代にも責が及ぶ。自律した「個人」は、それが属する自律した「集団」の影響を受けざるを得ないのであって、直接の行為者でなくとも、その集団に加入している以上は関係を持つ

^{*9} cf. <http://philolaw.hp.infoseek.co.jp/achievement/articles1994.html> (論文全文)

^{*10} その反対の論拠には不満があるが、問題にはなるまい。彼は「しかし、このような経済的利益をただ受けているだけでは十分な正当化理由とはならないというのが政治的責務をめぐる議論蓄積が示すところであるし、損失が利益を上回るようなときは、報償責任のような考え方は急速に説得力を失う」(三章)と言う。

である。

以上見たように、「私は行為者ではないから関係ない」と言うことは出来ない。一方で人はその集団に向かって政治的に接続しているが故に責任を問われ、またその集団を一個の独立存在として考えてみても、それに帰属している以上は責任が問われる。祖先の行いに対して全くの無関係でいられるという主張は、もはや説得力を持たないのではないだろうか。

3.3 運の問題：「運が悪かっただけなのだから責任はない」 のではない

三つ目に問題となるのは、次のような思いである。「責められている（我々）戦後世代は、運が悪かっただけなのではないか。戦後の日本に生まれただけなのに責められねばならないとは、何と不運なことだ」。ここでも、人は生まれてくる環境を選べないという事実は否定しようのないことである。もしも仮に、生まれる前に戦後日本に生まれたいことを選べたとしたら、或る人はそれを選んだかも知れない。そのときには、その選択の場に於いて敢えて「戦後日本生まれ」を選んだ人は責められて当然と言えるかも知れない。だが、実際は選べなかった。戦後世代は好んで戦後世代として生まれたのではなく、たまたま戦後世代に生まれてしまったのである。もっと言えば、運が悪かっただけに落ち度のある集団（日本）に帰属するように生まれてしまった。本当ならば落ち度のない集団に生まれたかった。このように、人は自分の不運を嘆くかも知れない。

この疑問によって、「自律した主体」という概念がダメージを受ける。道徳的主体が責任を問われるのは、ひとえにその行為が自律した主体としての判断であるからであった。十分な知識と十分な理性とで次の行動は何如にすべきかを意識的に決定できるからこそその行為主体は責任を取らねばならないのであって、運は、その判断主体のコントロール性を奪う。物事が判断主体の影響を脱して、まさしく「運に任せて」結果を出してしまう。そしてこの「運」は、まことに広範囲に広がっている。上で漏らされた嘆きに於いては、人の生まれからして運に左右されていることが示されている。日本の戦後世代は、もしも日本の戦後世代として生まれなかったならば責任を問われなかったに違いない。そのような人間として生まれたことは、その者のコントロール下に無いのであるから、戦後世代としての責任はないことになる。しかし、そのときには「責任」というものがどこかへ消え去ってしまわないか。殺人者と、偶然に阻まれた殺人未遂者は、同じだけの責任しかないことになってしまう。これは、我々の直観に大きく反するのではないか。

この「運」の問題は、トマス・ネーゲルがアポリア（哲学上の難問）として提出したも

のである。これに対して高橋久一郎は或る程度の解決を見いだそうとしている。彼らの立論を追うことで、私もこの問題に決着を付けたいと思う。私は、見出しにも挙げたように「運」の存在にも拘わらず、それでもある種の責任があると結論するつもりである。

3.3.1 トマス・ネーゲルの疑義：四つの運の介入

トマス・ネーゲルは、論文「道徳における運の問題」でこの問題を提示した^{*11}。彼は運が道徳的責任に於いて介入してくる場面を四つに分類して説明する。ただし、本稿がとりわけの関心を持つのは三番目の問題である。

一つには、「行為のもたらす結果に関する運」である。彼が挙げる例では、次のような事態に顕著に見られる。

たとえば誰かが飲酒運転をして車が歩道に乗り上げてしまったとする。その歩道にたまたま歩行者がいなければ、彼は自分を道徳的に幸運だったとみなすことができよう。もし歩行者がいたとすれば、彼はその歩行者を殺したことで責めを負うべきであろうし、おそらくは故殺罪で告訴されましょう。しかし彼が誰も傷つけなかったとすれば、彼の無謀さはまったく同一であったとしても、法的制裁ははるかに軽く、自他からの責めもまたはるかに軽いはずである。(p.47,l.18-p.48,l.5)

このように行為の結果が運によって左右され、そのために責めを負うことがある。これは責任を自律した主体に帰する見方からすれば受け入れられないものである。そのため、この問題は高橋に従って採用した責任の概念一般に対してダメージを与えるものであり、これは戦後世代の戦争責任の問題にあたる前に考察しなければならない。

二つ目は「構成的な運」と呼ばれるものである^{*12}。人はその性情・性格によって非難されたり賞讃されたりすることがある。例えば嫉妬深い人や自惚れ屋の人は非難され、また謙虚であったり慎み深い人は賞讃されることがある。問題なのはその人がそのような悪徳や美德を備えているということは運によるだろうということである。性格に列する美德が万人に求められ、悪徳が貶められることは不合理ではないだろうか。その人がどのような性質を備えるかは、その人のコントロールの下にはないであろうから。

三つ目に問題にされるのは、「環境における運」である。「われわれが為すように要求さ

^{*11} トマス・ネーゲル(著) 永井均(訳)『コウモリであるとはどのようなことか』勁草書房 pp.40-63

^{*12} この問題は、行為に関する責任ではなく、むしろ人の性情に関する責めの問題である。それ故、ここまで扱ってきた責任の概念の埒外にあると言える(これを論じるにはカントに触れる必要があるだろう)。また本題である戦争責任にも大きく結びつかないため、簡単に紹介するにとどめる。ただし、高橋久一郎が「責任論の基礎」のためのノートII』『生命・環境・科学技術倫理研究IV』千葉大学文学部哲学講座 pp.54-61 に於いてこの問題に回答していることは付記しておこう。

れること、われわれが直面する道徳的試練は、われわれの統制下でない諸要因によって決定されている、ということ」(p.54,ll.10-2)が問題となる。ネーゲルは、ヤスパースも経験したであろう事態を例に採る。ナチスの政権下で、人はその体制に反対して活動し、英雄のように行為することも出来た。しかし、大部分の人はそのようなことはせずに、戦後後悔したり非難されたりした。しかし、この道徳的な試練は他の国の市民には課されなかったものであるから、その市民たちは、たとえその中にそのように行為できないものがいたとしても非難されることはない。「われわれは、人が実際に為したことと為しえなかったことによって、その人を判断するのであって、もし環境が異なっていたら何を為しえたかによって、その人を判断するのではない」(p.55,ll.6-8)のである。

最後に挙げられるのは、行為をもたらすの原因に関する運である^{*13}。人が為したことの結果とは、その人が為していないことの結果でもあるのである。私が例を挙げれば次のような事態のことであろう。即ち、突然のくしゃみによって機械を誤作動させてしまったというものである。その結果として重大な被害が出れば、その人は責任を問われることになるだろう。「それゆえに、彼は責任のあることに関しても責任のないことに関しても、道徳的責任がないことになる。(これは矛盾ではなく、パラドックスである)」(p.55,ll.12-3)。これは、自由意志の問題ともよく関わることになる。

3.3.2 高橋久一郎の解決

高橋久一郎は、三つの論文「責任と情報倫理」^{*14}と「責任論の基礎」のためのノートII^{*15}、「責任論の基礎」のためのノートIII^{*16}において、この問題に回答を試みている。それぞれ、順に「行為のもたらす結果に関する運」、「構成的な運」、「環境における運」に関するものである。ここでは、「行為のもたらす結果に関する運」と「環境における運」について見てみることにする。

「行為のもたらす結果に関する運」について 意図概念の拡張で解決する 「行為のもたらす結果に関する運」によって、高橋が述定を与えた責任概念はダメージを受けるのであった。それはこの運の問題が「自律した主体」というものの存立を危うくするから

^{*13} ネーゲル本人が大きく取り扱うことが出来ないと告白しているため、私もそのようにせざるを得ない。「この論文の範囲内では、他のタイプの道徳上の運との関係を指摘する以上のことはできないであろう」(p.55,ll.16-7)。また、この概念は「構成的な運」と「環境における運」とによって完全に代替することが出来るとして論ずるに値しないという見解もある (cf. <http://plato.stanford.edu/entries/moral-luck>)。

^{*14} 『叢書 = 倫理学のフロンティア IV 情報倫理学 電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版 pp.76-107

^{*15} 『生命・環境・科学技術倫理研究 IV』千葉大学文学部哲学講座 pp.54-61

^{*16} 『生命・環境・科学技術倫理研究 V』千葉大学文学部哲学講座 pp.41-7

である。このことについて、高橋は、「意図」の概念を拡張して捉え直すことで解決を与える。

意図は、自律した主体が持つものであり、その主体はその意図を実現するように行為する。しかし、実はこの「意図」は、一つの行為につき一つというように単体的なものではなく他の意図たちと関わり合って「編み目」を為している。全ての意図が明示的で意識化されているとは限らない。私が例を挙げれば、一つの「買い物に行く」という行為は、買い物のためのみならず、そのための料理のため、食事のため、外出という気分転換のため、外食しないという経費節約のため、等々の意図の総合の結果としての行為である。私たちはこのように重なり合った意図を実現するように行為している。

このように意図の概念を拡張して捉えたときには、不慮の事故によって重大な被害を出してしまったときにも、それは次のように言える。即ち、そのときその人は例えば「人を殺さない」、「人に迷惑をかけない」、「損害を出さない」、「よく生きる」等の意図的行為について失敗したのだ。人は自律した主体としてそのような方針で人生を送ることを決めたのであり、そのような方針に従って行為することにしていたはずだ。然るに、その人はそれに失敗したのである。それだから、その失敗に対してその人は責任があると言えるのである。彼が脚注(9)で言うように、だから「道徳的な意識の強い者」ほど些細なことに關しても道徳的責任を感じるのであり、逆に「人を殺しても構わない」と考えているものにとっては「道徳的責任」と言うことが説得力を持たない。それは、個々人によって何を方針として採用しているかが異なるからである。

「環境における運」について 選択の価値論で解決する さて、高橋は「環境における運」についても解決を見いだそうとする^{*17}。彼は、スキャンロンの著作 *What We Owe to Each Other*^{*18}を検討して、いくつかの留保を置きながらも、「選択の価値論」という立場を選択する。

選択と責任の問題に関して、次のことは了承されるであろう。

ある人の行為によって何かある結果が生じたとして、その人が適切な選択をしていたならば、そのことによってその結果を避けえたであろうような場合には、そうすれば避けえたであろうという事実は、その人がその結果に伴う負担を負うとする原理を拒否する理由を弱める^{*19}

^{*17} 高橋がそのように明言しているわけではないので、私が私の読みに於いて論文「責任論の基礎」のためのノート III」をこの問題に利用するのだからここで明言しておく。

^{*18} Cambridge U.P. 1998. esp.Ch.6.pp.248-94,398-403(including Notes)

^{*19} 高橋久一郎による訳。「責任論の基礎」のためのノート III」『生命・環境・科学技術倫理研究 V』千葉大

この（必ずしも述べ方はそうではないが）常識的な見解は、「失効論」と「選択の価値論」という二つの方法で展開されうる。

失効論とは、一種の「因果応報」の理論である。当の人が当の選択をしたということだけが重要とされるのであって、その結果の責任は、その人の決定が行為すると決定したことを理由にして帰せられる。一方で、選択の価値論は、選択の機会を重視する。十分な選択肢が与えられていたならばその行為・判断者は結果に対して何も不平を言うことができず、また不十分な選択肢のみが与えられていたならば、その人に彼に責任はないとする。私が言い換えれば、その問題となっている選択の場面で最善を尽くしたかが重要視されているのである。

この二つの立場の相違は次のような場面に於いて鮮明になるだろう。地雷原だと分かっているながらもどうせ踏まないだろうとそこに出向き、地雷を踏んだ、という例である*20。このとき、失効論の責任論は、「それは、分かっているながら地雷を踏みに行ったお前が悪いんだ」と言うであろう。だが、直観はそもそも地雷を埋めた主体に責任があるのではないかと反対する。選択の価値論であれば、「それはそもそも、地雷を埋めたものに罪があるのであり、またそれを除去し切っていなかった政府にも責任がある」と言うことが出来る（「踏まないだろう」等というのが軽率な判断なのだ、という指摘は道徳的な責めではないだろう）。即ち、「地雷を踏みに行った人に踏ませるような」地雷を用意したものに責任を負わせることが出来るのである。直接の行為主体のみならず、さらに「可能な限りのことをしてこなかった」主体にも責任を問うことが出来るのである。確かに、こちらの方が失効論の責任論よりももっともらしい責任理解であると言えるだろう。

さて、このように選択の価値論を採用すれば、「環境における運」は次のように解決されるだろう。たしかに人は生まれてくる環境を選べず、また自分を取り巻く環境からの影響を免れない。そしてその環境は、選択に関して自分のコントロールを越える存在である。しかし、そのような環境を用意した主体を責めることは出来る。こうして、運によってやむなく強要された環境に関する責任は、その不十分な環境しか用意しておかなかった行為主体に帰せられることになる。

戦後世代の戦争責任に戻って　それでもなお問われる責任　さて、ではこのとき、「運悪く戦後の日本に生まれてしまっただけなのだから私に責任はない」という主張はどうなるのであろうか。それでも、私はある種の責任があると論じる。

選択の価値論によって、戦後世代を苦しめるような（国際）社会をそのままにしてきた

学文学部哲学講座 p.43

*20 高橋論文が挙げる例をやや穏当なものに変更した。

世代がとりあえずの責任を負うことになる。戦後世代が責任を難詰されているのは、第一次的には今までの世代のためである。その意味に於いては祖先に責任を帰属させてよいだろう。しかし、第二次的にはそうではない。戦後世代の次の世代は、ほかならぬ現在の戦後世代のために難詰されることになるのである。即ち、次世代の苦労は現世代の責なのだとと言える。現在の戦後世代が未来に於ける戦後世代に、自分たちが苦しむのと同じだけの（もしくはそれ以下の）不十分な環境のみを残したのだとすれば、そのとき現在の戦後世代はその責任を問われることになる。戦後世代が環境における運に拘わらず負っている責任とは、後続の世代が困らないだけの環境を用意する責任なのである。

以上のようにして、私は「運」の存在にも拘わらず、それでもある種の責任が、戦後世代にはあると主張する。また、この章で以て戦後世代に責任がないわけではないということが結論できたと考える。

4 戦後世代の戦争責任は如何なるものか

それでは、戦後世代に問われる責任とは、一体具体的にはどのようなものであろうか。次にはこの問題に答えることにしよう。以上のパートに於いては、「責任がないわけではない」という消極的な物言いであったが、ここからは積極的に、ではどのような責任があるのかを論じる。それは先程述べた、「後続の世代が困らないだけの環境を用意する責任」というものを基本とするであろう。

4.1 後続世代に対する「認識論的」な責任

一つには、後続の世代が、何故難詰されるのかを知るだけの環境を整える責任がある。何も知らなかった旅行者が、何も知らされぬままに被害を受ける可能性を低くすべきである。何故なら過去の日本の所業を知っており、かつ当該国でどのようにそのことが受け入れられているかが知らされていれば、旅行するにもせよそれなりの心構えが出来ようからである。あるいは当該国の人々が日本人に対して敵対心を持っていると知っていれば、それだけ旅行することを思いとどまらせることにもなる。そのときには、後続の世代には、行くだけの理由と行かないだけの理由とを考慮させることが出来る。それだけの選択肢を用意することが出来るのである。

テッサ・モーリス・スズキは、「ナショナリズムと戦争／戦後責任」^{*21}という報告に於い

^{*21} 花崎皋平、高橋哲哉、テッサ・モーリス・スズキ「戦争責任・戦後責任の問い方 倫理・位置・運動・

て、責任の「認識論的なレベル」というものを語っている。この論者は「諸権利を持つ権利」を持つものの責任として^{*22}、戦争犯罪の記憶を後続の世代に伝える責任を論じている。私はむしろこれを、行為（私は先程旅行の例を挙げた）の判断材料を与えるという理由から、根拠づけて支持することが出来ると考える。

4.2 被侵略国家に対する責任

もう一つには、そしてより重要なことには、被侵略国家に対して十分に働きかけるという責任がある。今や私は、このほとんど常識とも言える見解を根拠づけることが出来る。

まず、根源的には、被侵略国の人々は、現在困っている^{*23}。何故ならば彼らの前の世代が彼らにそのような環境を残したからである。ちょうど日本の戦後世代が運悪く日本の戦後に生まれてしまったように、被侵略国の人々は、不運にも日本によって侵略された歴史を持つ国に生まれてしまったのである。そして日本の戦後世代が困窮する責をその前の世代に問うように、被侵略国の人々も、そのような環境を自分たちに残した世代に責を問うことが出来る。即ち、現在の被侵略国の人々が怒りに身を焦がさねばならないのは、その国に生まれればそのように環境に甘んじなければならないような国家のままにしてきたものたちにその責がある。それは、彼らの前の世代である。そうしてそのままであれば、現在の彼らは、将来の彼らに責を求めることになるだろう。いや急いで付け加えて、将来の日本の戦後世代にも責を問うだろう。そのようにして将来の戦後世代が現在の戦後世代を責めることに繋がる。即ち、現在の戦後世代が現在の被侵略国の人々に働きかけることは、将来の日本の戦後世代への責任を果たすことになるのである。もちろん私は、常識的な立場から直観的に彼らに働きかける責任を負うことを否定しない。しかし、直観以上の方法でそのことを根拠づけるとき、このような立論になることもあると示したいのである。

なお、本稿で私が根拠づけられるのは、日本国 被侵略国という国家のレベルでの責任のみである。何故なら、その責任は「世代」が被る「環境」の善し悪しに立脚しているのであるから、そうした広範囲での引責しか問題にすることが出来ないからである。

以上の二つの項目が、本稿で私が戦後世代に問うことの出来る責任として挙げるもので

主体をめぐる討論をひらく（報告と討論）『ピープルズ・プラン研究』9号 pp.5-24

*22 あるいは受け入れられるべき常識としてであろうか。

*23 このように他人の心情を勝手に推察するのが差し出がましいことであるならば、次のように言おう。「彼らには求めるものがあって、それは未だ満たされていない」。

ある。それらは第一次・第二次世界大戦またはその時代に端を発するために「戦争責任」の名に値するだろう。そしてまたその責任の正当性も十分に論じることが出来たと考えている。

5 責任原論からの一つの帰結 責任論的な幸運

さて、以上の責任に関する論考から、一つの帰結を導くことが出来る。それは、責任を問われる場面に於いて幸運であると見做すことの出来る性質についてである。

それはまず、十分な環境を持って生まれることである。そのとき、人は環境に関しては苦しい思いをしなくても済む。少なくとも、戦後世代が吐露するような、生まれの運の悪さに思い当たることがない^{*24}。

次には、したいと欲望することが如何なる責任の次元に於いても問われないようなものであることである。これは孔子の言葉「七十にして心の欲する所に従いて矩を踰えず」に顕著な事態であろう。そのとき人は望む限りに自分の欲求を満たす行為を行なっても何ら責められることがない。したいことが命令されることなのであり、如何なる審判者によってもその行為を咎められはしない^{*25}。これは、ヤスパースによる責任次元の述定、ネーゲルによる運の問題の提出、そして高橋による責任の基本概念的考察から得られる洞察である。なおこれは生まれながらにしてのものであるとは限らない。孔子の例で言えば彼は老境を迎えてからそのような性質を得たのであり、後天的に得られる状態でもありうる。

6 まとめ

以上で、私は本稿に於いて戦後世代には責任が課せられており、その責任が如何なるものであるかを論じた。その際に、「戦争責任はない」と主張する論者が抛る根拠を反駁した。反駁されたのは「言いがかりに過ぎない」というものと、「私は行為者ではないから関係ない」というもの、そして「運が悪かっただけなのだから責任はない」とするものの三つであった。私が戦後世代の戦争責任として主張したのは次の二つである。即ち、後続世代に対する「認識論的」な責任と、被侵略国家に対する責任である。

さらに私は、上の問題を論じるにあたって得た責任に関する一般論から、責任論的に幸

^{*24} もっとも、運の悪さに苦しむことが出来ないということも「残念だ」と評価するならばその限りではない。そのときには戦後世代がその生まれに関して多少「幸運」であることになる（だが本当にそうか）

^{*25} 八房龍之助『塊根の花』角川書店 p.200 に、次のような台詞が登場する。「…あなたきつと言うわ / 『君の思うように生きればいいじゃないか』 / 私は好きな様に生きてるわ / 私のしたいことを命令されて〔、〕ちょっと文句も言ってみせて」

運な状態について述べた。それは、先天的な幸運と後天的な幸運の二つであった。

参考文献

- [1] 高橋久一郎「責任と情報倫理」『叢書 = 倫理学のフロンティア IV 情報倫理学 電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版 pp.76-107
- [2] カール・ヤスパース(著) 橋本文夫(訳)『責罪論』理想社(実は半分ほどしか読んでいない...)
- [3] 柄谷公人『倫理 21』平凡社
- [4] 瀧川裕英「集合的責任論序説 戦後世代の戦争責任への視座」
<http://philolaw.hp.infoseek.co.jp/achievement/articles1994.html> (論文全文)
- [5] トマス・ネーゲル(著) 永井均(訳)「道德における運の問題」『コウモリであるとはどのようなことか』勁草書房 pp.40-63
- [6] 高橋久一郎「責任論の基礎」のためのノート II」『生命・環境・科学技術倫理研究 IV』千葉大学文学部哲学講座 pp.54-61
- [7] 高橋久一郎「責任論の基礎」のためのノート III」『生命・環境・科学技術倫理研究 V』千葉大学文学部哲学講座 pp.41-7
- [8] Scanlon, T.M., *What We Owe to Each Other*. Cambridge U.P. esp. Ch.6. pp.248-94, 398-403 (including Notes) (実はほとんど読めていない...)
- [9] 花崎皋平、高橋哲哉、テッサ・モーリス・スズキ「戦争責任・戦後責任の問い方 倫理・位置・運動・主体をめぐる討論をひらく(報告と討論)」『ピープルズ・プラン研究』9号 pp.5-24
- [10] 八房龍之助『塊根の花』角川書店
- [11] 天野恵一「戦争・戦後責任」と「謝罪」と「追悼」をめぐって 「倫理主義」という問題」『ピープルズ・プラン研究』9号 pp.25-30
- [12] 田口裕史「戦争を知らない世代」の戦争責任」『ピープルズ・プラン研究』9号 pp.31-34, 30
- [13] 高橋久一郎「責任論の基礎」のためのノート I」『生命・環境・科学技術倫理研究 III』千葉大学文学部哲学講座 pp.39-48
- [14] ラリー・メイ(著) 御子柴善之(紹介)「集团的無行動と責任」『生命・環境・科学技術倫理研究 III』千葉大学文学部哲学講座 pp.49-56
- [15] 竹内章郎「平等・平等主義の必要性 平等の必要性を証明せよ、と迫られる理由を考えつつ」『岩波 応用倫理学講義 7 問い』 pp.119-39

- [16] 大沢真幸「責任論」『論座』2000年1号 pp.158-99
- [17] ハンス・レンク（著）山本達（訳）盛永審一郎（訳）『テクノシステム時代の人間の責任と良心 現代応用倫理学入門』pp.139-55,230-5